

ルクセンブルク法人が所有する内国法人株式の譲渡

税理士 高山 政信

〔事例〕

ルクセンブルク法人 A 社は、内国法人甲社の株式の60%を長期にわたり保有していたが、ルクセンブルクの株式譲渡益の免税規定を利用して関係会社であるオランダ法人 B 社に所有する甲社株式のすべてを譲渡することになった。この場合、日本における課税関係はどうなるのか。なお、A 社は日本に支店等の恒久的施設を有していない。

〔ポイント〕

- 1 ルクセンブルクの税制の概要
- 2 日本の国内法の規定
- 3 日本・ルクセンブルク租税条約の適用

〔検討〕

1 ルクセンブルクの税制の概要

ルクセンブルクの正規国名はルクセンブルク大公国で、ヨーロッパ大陸の中央に位置し、人口は約50万人であるが、その税制の特異性からタックス・プランニング等に利用される事例が多い。法人税の基本税率は21%、雇用基金に支払われる付加税は法人税率の7%（合計して22.47%）、市町村税としての事業税の税率は市町村により異なるが、平均して7.5%で、法人に対する実効税率は29.22%である。また、キャピタルゲインへの適用税率は21%で、他の事業所得と同様に課税であるが、株式の譲渡益については免税規定がある。その適用を受けるための要件等は次のとおりである。

(1) 受領者の範囲

当該譲渡益の受領者が次に掲げるいずれかに該当することが必要である。

- ① 居住資本会社あるいはルクセンブルクで課税される事業体
- ② EU 親子間指令第2条に該当する他のEU加盟国の事業体のルクセンブルクにおける恒久的施設（PE）
- ③ ルクセンブルクと租税条約を締結している国の居住者である資本会社のルクセンブルクのPE
- ④ EU加盟国以外のEEA（The European Economic Area）加盟国（アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー等）に所在する資本会社あるいは共同会社のルクセンブルクのPE

(2) 適用要件

適用要件は次のとおりである。

- ① 株式の所有要件が12か月以上等であること。
- ② 子法人等の株式保有割合が上記①の期間を通じて10%以上又はその取得価額が600万ユーロ以上であること。
- ③ 外国法人の場合は、ルクセンブルクの法人税と類似する課税を受けているか、あるいは、EU親子間配当指令第2条適用のEU加盟国の居住法人であること。

またこれ以外に課税は免除されないが、資本参加免税等を活用できる金融持株会社に係る規定がある。この資本参加免税は、所定の要件（株式所有割合10%以上又は出資額が120万ユーロ以上、12か月連続保有等）を満たす場合、子

会社等からの受取配当、株式譲渡益等及び源泉徴収の課税を免除するというものである。

事例によれば、ルクセンブルク法人 A 社は、上記の要件のいずれもを満たすということから、ルクセンブルクにおいてキャピタルゲインの課税はないことになる。

2 日本の国内法の規定

(1) 日本に恒久的施設を有しない外国法人の課税

外国法人の課税所得を規定して法人税法第141条第2号によれば、恒久的施設を有しない外国法人の場合、第138条第1項第2号から第6号までに掲げる国内源泉所得（同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）が当該法人の課税標準となる。

(2) 国内にある資産の譲渡により生ずる所得次に第138条の規定であるが、同条第1項第3号に、「国内にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの」という規定がある。

(3) 事業譲渡類似の規定

法人税法施行令第178条（国内にある資産の譲渡により生ずる所得）第1項第4号には次のような規定がある。

内国法人の発行する株式の譲渡による所得で次に掲げるものが規定されている。

- ① 同一銘柄の内国法人の株式等の買集めをし、その所有者である地位を利用して、当該株式等をその内国法人若しくはその特殊関係者に対し、又はこれらの者若しくはその依頼する者のあっせんにより譲渡することによる所得
- ② 内国法人の特殊関係株主等である外国法人が行うその内国法人の株式等の譲渡による所得

この上記②は事業譲渡類似の規定であるが、株式等の譲渡に係る要件等は同条第6項に次のように規定されている。

上記(3)②に規定する株式等の譲渡は、次の①及び②の要件を満たす場合である。

- ① 譲渡事業年度終了の日以前3年内のいず

れかの時において、内国法人の特殊関係株主等（内国法人の株主等及びその株主等の同族関係者その他これに準ずる関係のある者）がその内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の25%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を所有していたこと。

- ② 譲渡事業年度において、内国法人の特殊関係株主等が最初にその内国法人の株式又は出資の譲渡をする直前のその内国法人の発行済株式等の総数又は総額の5%以上に相当する数又は金額の株式又は出資の譲渡をしたこと。

以上の国内法の規定から、本事例の株式譲渡は国内法に定める事業譲渡類似の株式譲渡ということになる。

3 日本・ルクセンブルク租税条約の適用

ルクセンブルクは、国際的に投資信託残高が多いことと（米国に次いで世界第2位）、持株会社制度及び家族資産管理会社に租税上の優遇措置が与えられていたことで有名である。

日本・ルクセンブルク租税条約は、1992年に署名され（2011年一部改正）、同租税条約第25条（持株法人）において、ルクセンブルク持株会社及び家族資産管理会社に支払われる投資所得に対して租税条約上の減免は適用されないことが規定されている点で、他の租税条約にはない特徴を有している。本条約第13条（譲渡収益条項）第4項は、「一方の締約国の居住者がこの条の1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であって他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。」という源泉地国課税を規定していることから、本事例における株式の譲渡収益は日本で課税ということになる。